ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油重量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油重量車基準に適合すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数値以上であること。
(四)　電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車（(四)において「低公害車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。（附則第一二条の二の三関係）
(五)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(五)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加した上、その適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の五関係）
(1)　次に掲げる自動車について、取得価額から四五万円を控除すること。
イ　電気自動車
ロ　(一)(2)の天然ガス自動車
ハ　プラグインハイブリッド自動車
ニ　(一)(4)のガソリン自動車
ホ　(一)(5)イの軽油自動車
ヘ　(一)(5)ハの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
(2)　次に掲げる自動車について、取得価額から三〇万円を控除すること。
イ　(二)(1)のガソリン自動車
ロ　(二)(2)ハ又はニの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
(3)　次に掲げる自動車について、取得価額から一五万円を控除すること。
イ　(三)(1)のガソリン自動車
ロ　(三)(2)ハ又はニの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
(六)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二七年三月三一日までに行われたときに限り、取得価額から一、〇〇〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の五関係）
(七)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二七年三月三一日までに行われたときに限り、取得価額から六五〇万円（乗車定員が三〇人未満のものは、二〇〇万円）を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の五関係）
(八)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二七年三月三一日までに行われたときに限り、取得価額から一〇〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の五関係）
(九)　次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二七年三月三一日（(1)のトラックのうち車両総重量が二二トンを超えるもの及び(2)のトラックは、平成二六年一〇月二一日）までに行われたときに限り、取得価額から三五〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の五関係）
(1)　車両総重量が八トンを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「制動装置保安基準」という。）に適合するもの
(2)　車両総重量が一三トンを超えるトラック（けん引自動車に限る。）であって、平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの
(ロ)　警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、次のとおり改めることとした。（附則第五二条関係）
(1)　次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の避難指示区域であって平成二四年一月一日において警戒区域設定指示区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成二六年三月三一日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。
イ　自動車持出困難区域内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続してあった自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
ロ　自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等
(2)　自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二六年三月三一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

5　軽油引取税

次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）
(一)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
(二)　海上保安庁その他一定の者が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽油の引取り
(三)　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り